



厚生労働省へ報告を要する事例に関する基準の該当事例の報告



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

令和8年9月28日(月)
薬事審議会血液事業部会
令和8年度第2回運営委員会

■ 厚生労働省へ報告を要する事例に関する基準の該当事例の報告

	区分	事例概要
(1)	献血者健康被害	採血直後に採血ベッド上で意識を消失し、一時的に心肺が停止 AED等を用いて、迅速に救命措置を行い、医療機関に救急搬送 対象献血者はその後、意識が回復し、転院先の医療機関にて現在リハビリ中
(2)	個人データ漏洩	血液センターからの送付物を搬送業者が紛失 送付物に血液検体と要配慮個人情報記載された文書が含まれていた 対象者に謝罪のうえ、個人情報保護委員会には報告済み
(3)	個人データ漏洩	血液センターからの送付物を搬送業者が紛失 送付物に要配慮個人情報記載された文書が含まれていた 対象者に謝罪のうえ、個人情報保護委員会には報告済み

いずれの案件も公表に関する対象者の意向が現時点では確認できていないため、
個人や発生場所の特定につながらない形での説明としていること